

不用品買取りのはずが目的は貴金属？

たまってきた衣類を整理するため、知人に譲ったり、リサイクルショップを利用したりする他、自宅を訪問する買取業者を利用される方もいます。この「訪問購入」がトラブルに発展しないかという心配や苦情、問い合わせが当センターに多く寄せられるようになりました。平成24年に特定商取引法が改正され、買取業者への規制が強化されたことで、一時期トラブルが減りましたが、最近では高齢者の「終活」に便乗するかのよう電話勧誘が増えています。そこで、訪問購入を依頼する際の注意点を伝えします。

【事例1】70歳代・女性・他地域

「不要な着物はありますか」と女性販売員から電話があり、来訪を承諾した。後日、男性販売員が来訪し、着物類を見せたが「アクセサリや金貨はないか」とせかさされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると1200円と明細書を渡され、品物を持ち帰った。貴金属を出してしまったことを後悔しており取り戻したい。

【事例2】60歳代・女性・士別市

新聞折込チラシに掲載されていたリサイクルショップから、「市内の公民館で買取を実施するので不要な衣類等を持って是非来場してほしい」と電話があった。悪質業者ではないか信用性が知りたい。

【ひとこと助言】

◎訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制があります

訪問購入を行う際、事業者名・勧誘目的等の明示義務、飛び込み勧誘は禁止されています。電話勧誘を受けた時点で、業者名などメモを取りましょう。【事例1】のように着物を買取ると来訪した際は着物だけ査定しなければなりません。「なんでも買います」という説明も鵜呑みにしないようにしましょう。売るつもりがない貴金属は見せず、きっぱり断ることが大切です。

◎書面交付義務があり、クーリング・オフが可能です

【事例1】のような合計額の明細書ではなく、個々の買取価格等の必要事項を記載した書面を交付する義務があります。その書面を受け取った日を含めて8日間は無条件解約ができるほか、品物の引渡しを拒むことができます。

◎公的機関を利用した際も信用性は不明です

公的な貸館は、買取業者から会場の申込み依頼があり、使用料を徴収し利用許可を出します。その際、あくまで「場」を提供している立場であり、その業者の信用性は分かりかねます。【事例2】のように信用性を確認したくとも、なかなかその手段がありません。そのため、自宅訪問時と同じように契約書面を交付してもらい、消費者自身が、クーリング・オフの記載があるかなどの確認をすることが必要です。少しでも「おかしいな？」と思ったときは下記相談窓口にご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

